

名古屋市告示第596号

名古屋市緑化センターの開館時間の変更について

名古屋市緑化センター条例（昭和55年名古屋市条例第17号）第9条第3項の規定により、次のとおり名古屋市緑化センターの開館時間を変更しますので、名古屋市緑化センター条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第61号）第3条の2第2項の規定により告示します。

令和6年12月4日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 変更内容

令和6年12月20日の開館時間について「午前9時から午後4時30分まで」を「午前9時から午後9時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課